

●香川県告示第144号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成31年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	積漁港	積漁港海岸	<p>1 指定場所 三豊市詫間町積字北郷、同字中郷、同南郷地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21を順次直線で結んだ線と基点21から補助点21-1に左回りの三豊市詫間町積字北郷676番1地先南防波堤基部を中心とした半径300m円弧により結んだ線と補助点18-1、補助点15-1、補助点10-1、補助点7-1、補助点4-1、補助点1-1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 三豊市詫間町積字北郷676番1地先の標杭 基点2 基点1から205度54分、27.8メートルの地点 基点3 基点2から198度01分、8.0メートルの地点 基点4 基点3から192度23分、12.7メートルの地点 基点5 基点4から189度57分、13.7メートルの地点 基点6 基点5から184度28分、15.1メートルの地点 基点7 基点6から176度19分、15.1メートルの地点 基点8 基点7から167度31分、22.7メートルの地点 基点9 基点8から197度00分、1.2メートルの地点 基点10 基点9から164度33分、32.1メートルの地点 基点11 基点10から159度08分、8.7メートルの地点 基点12 基点11から127度32分、1.2メートルの地点 基点13 基点12から153度46分、10.1メートルの地点 基点14 基点13から147度03分、14.2メートルの地点 基点15 基点14から145度06分、27.8メートルの地点 基点16 基点15から145度16分、34.0メートルの地点 基点17 基点16から142度33分、22.7メートルの地点 基点18 基点17から139度15分、4.8メートルの地点 基点19 基点18から135度08分、18.4メートルの地点 基点20 基点19から133度09分、26.9メートルの地点 基点21 基点20から130度50分、27.5メートルの地点 補助点1-1 基点1から92度20分、31.7メートルの地点</p>

			補助点4-1 基点4から101度10分、30.0メートルの地点
			補助点7-1 基点7から81度55分、30.1メートルの地点
			補助点10-1 基点10から71度50分、30.0メートルの地点
			補助点15-1 基点15から55度11分、30.0メートルの地点
			補助点18-1 基点18から44度48分、30.0メートルの地点
			補助点21-1 基点21から63度01分、31.9メートルの地点